

大津市生活道路拡幅整備推進条例

第6条に基づく協議

電子申請入力マニュアル

R8. 4

大津市ホームページの電子申請サービスのページへアクセスし、
以下の手順に従い、申請の手続きを行ってください。

①電子申請サービスへアクセス・・・・・・・・・・P1

②協議内容を入力し申請・・・・・・・・・・P4

③返却の場合・・・・・・・・・・P6

④完了の場合・・・・・・・・・・P9

大津市都市計画部建築指導課 生活道路推進係

TEL：077-528-2768

FAX：077-523-1505

メールアドレス：otsu1309@city.otsu.lg.jp

①電子申請サービスへアクセス

下記の URL より、電子申請サービスへアクセスしてください。

https://apply.e-tumo.jp/city-otsu-u/offer/offerList_initDisplay

アクセスすると、以下のページが表示されます。

利用者ログイン	
手続き名	大津市生活道路拡幅整備推進条例第6条に基づく協議 (R8.4.1)
受付時期	2026年2月2日0時00分 ~

[利用者登録せずに申し込む方はこちら >](#) 押下

[利用者登録される方はこちら](#)

手続き説明	
手続き名	大津市生活道路拡幅整備推進条例第6条に基づく協議 (R8.4.1) お気に入り登録
説明	<p>こちらは大津市生活道路拡幅整備推進条例第6条の規定に基づく電子申請となります。 様式、電子申請の流れおよび操作方法については建築指導課のホームページに記載しております。 下記のURLより生活道路拡幅協議書(様式第1号)をダウンロードし必要書類を添付し電子申請してください。</p> <p>なお、生活道路拡幅協議の受付日は開庁日を除きます。 また、従来通り窓口での申請も行ってまいります。</p> <p>事業協力を検討される場合は、生活道路整備推進係 (TEL:077-528-2768) にご連絡ください。</p> <p>建築指導課HP https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/035/1309/g/seibisuisin/3863.html</p> <p>2026年4月1日0時00分 ~</p>
受付時期	2026年2月17日0時00分 ~
問い合わせ先	大津市 都市計画部 建築指導課 生活道路整備推進係
電話番号	077-528-2768
FAX番号	077-523-1505
メールアドレス	otsu1309@city.otsu.lg.jp

<利用規約>

大津市電子申請サービス利用規約【ここは試験環境です】

- 目的

この規約は、大津市電子申請サービス(以下「本サービス」という。)を利用するために必要な事項を定めるものです。

- 利用上の注意

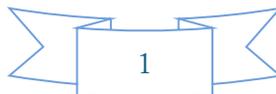
本サービスは、この規約に同意されていることを前提に提供しているため、本サービスを利用される方(以下「利用者」という。)は、この規約に同意したものとみなします。本サービスを利用する前には、必ずこの規約をお読みください。
なお、この規約に同意できない場合には本サービスを利用せず、他の方法により申請等の手続きを行ってください。

「同意する」ボタンをクリックすることにより、この説明に同意いただけたものとみなします。

上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。

利用規約を確認し、押下

< 一覧へ戻る 同意する >



利用者ID入力

生活道路拡幅整備推進条例第6条に基づく協議

連絡がとれるメールアドレスを入力してください。
入力が完了いたしましたら、アドレスに申込画面のURLを記載したメールを送信します。
URLにアクセスし、残りの情報を入力して登録を完了させてください。
また、迷惑メール対策等を行っている場合には、「test-city-otsu@apply.e-tumo.jp」からのメール受信が可能な設定に変更してください。
上記の対策を行っても、申込画面のURLを記載したメールが返信されて来ない場合には、別のメールアドレスを使用して申込を行ってください。
なお、送信元のメールアドレスに返信しても問い合わせには対応できません。
最後に、携帯電話のメールでは、初期設定でURLリンク付きメールを拒否する設定をされている場合がございますので、その場合も同様にメール受信が可能な設定に変更してください。

この手続きはPCのみに対応しています。

連絡先メールアドレスを入力してください。

メールアドレス **必須**

① メールアドレス入力してください。

メールアドレス (確認用) **必須**

< 説明へ戻る

完了する >

② 押下

 手続き選択をする	 メールアドレスの確認	 内容を入力する	 申し込みをする
--	---	---	---

メール送信完了

生活道路拡幅整備推進条例第6条に基づく協議

メールを送信しました。
受信したメールに記載されているURLにアクセスして、残りの情報を入力してください。
申込画面に進めるのはメールを送信してから24時間以内です。
この時間を過ぎた場合はメールアドレスの入力からやり直してください。

< 一覧へ戻る

上記の画面が表示され、入力いただいたメールアドレスに
メールが送信されます。

【送信メール】

大津市電子申請サービス

手続き名：

大津市生活道路拡幅整備推進条例第 6 条に基づく協議 (R8.4.1)
の申込画面への URL をお届けします。

▲パソコン、スマートフォンはこちらから

<http://s-kantan.jp/city-otsu-u/>

メールに記載されている URL より、手続きページにアクセスしてください。

上記の URL にアクセスして申込を行ってください。
(現時点では申込は完了していません。)

メール受信後、24 時間以内に行ってください

申込画面に進めるのはこのメールを受信してから 24 時間以内です。
この時間を過ぎた場合はメールアドレスの入力からやり直してください。

②協議内容を入力し申請

以下の入力ページが表示されるので、各入力フォームを入力してください。

※電話番号のハイフンの有無は問いません。

基本情報 要確認

(1)この手続きは天津市生活道路拡幅整備推進条例に基づいています。条例をあらかじめご確認ください。 **必須**

条例の内容を確認した。

(2)建築主の名称を入力してください。 **必須**

法人の方は会社名と代表者を入力して下さい。

天津市役所株式会社 代表取締役 滋賀太郎

担当者名を入力してください。 **必須**

修正などの連絡を担当して頂く方の会社名と氏名を入力して下さい。

天津太郎

連絡先(電話番号)を入力してください。 **必須**

電話番号 077-528-2774

(3)拡幅協議書について **添付ファイル** **必須**

拡幅協議書を添付してください。※pdfファイルのみ

生活道路拡幅協議書.pdf **注意事項に留意し、それぞれ必要な書類をアップロードしてください。**

添付書類 **添付ファイル** **必須**

以下の書類を添付してください。
※pdfファイルのみ
※鮮明な書類を添付してください。(1MB程度以上)

- 1 位置図
- 2 配置計画図(縮尺 1/250 程度で、道路幅員、道路中心線、道路拡幅線及び支障物件の位置を表示したもの)
- 3 委任状(代理人に拡幅協議を委任する場合)

位置図.pdf
配置計画図.pdf
委任状.pdf

(4)アンケートについて **添付ファイル**

アンケートを添付してください。※pdfファイルのみ

アンケートへのご協力をお願い.pdf

次へ >

確認へ進む >

基本情報を入力後、【次へ】をクリック

基本情報 **要確認**

協議書の注意事項 必須

下記の注意事項を確認の上、チェックしてください。

- 協議日の日付は記入されている。
- 建築工事の予定日が記入されている。

添付書類の注意事項 必須

下記の注意事項を確認の上、チェックしてください。

- 配置計画図に市道名、4 2条 2項が記入されている。

委任状の注意事項 必須

下記の注意事項を確認の上、チェックしてください。

- 委任日が記載されている。
- 委任者の署名又は押印がない場合、電話番号が記載されている。

< 戻る

入力・アップロード完了後、押下

確認へ進む >

申込確認

まだ申込みは完了していません。

※下記内容でよろしければ「申込む」ボタンを、修正する場合は「入力へ戻る」ボタンを押してください。

大津市生活道路拡幅整備推進条例第6条に基づく協議 (R8.4.1)

(1)この手続きは大津市生活道路拡幅整備推進条例に基づいています。条例をあらかじめご確認ください。	条例の内容を確認した。
(2)建築主の名称	大津市役所株式会社 代表取締役 滋賀太郎
担当者名	大津太郎
連絡先(電話番号)	077-528-2774
(3)拡幅協議書について	生活道路拡幅協議書.pdf
添付書類	位置図.pdf 配置計画図.pdf 委任状.pdf
(4)アンケートについて	アンケートへのご協力をお願い.pdf
協議書の注意事項	協議日の日付は記入されている。、建築工事の予定日が記入されている。
添付書類の注意事項	配置計画図に市道名、4 2条 2項が記入されている。
委任状の注意事項	委任日が記載されている。、委任者の署名又は押印がない場合、電話番号が記載されている。

< 入力へ戻る

申込む >

内容に不備が無いか確認し、押下

申込完了

申込を受付いたしました。

これより協議を開始いたします。

協議期間は1週間から10日程度ですが内容、混雑状況により時間を頂戴する場合があります。

協議が終わりましたらメールでお知らせし、修正を要する事項等の協議結果をアップロードします。

修正が終わりましたら修正したものをアップロードしてください。

修正を要する事項等が無ければ受理を完了し、完了メールを送信します。

メールが届き次第、窓口で通知書をお渡しします。

※受付できない場合はご連絡いたします。

申込みが完了しました。

下記の整理番号 とパスワード を記載したメールを送信しました。

メールアドレスが誤っていたり、フィルタ等を設定されている場合、
メールが届かない可能性があります。

整理番号

012345678910

今後の手続きに使用します。

パスワード

ABCDEF12345

通知メールにも記載されていますが、必ず保管してください。

整理番号 とパスワードは、今後申込状況を確認する際に必要となる大切な番号です。

特にパスワードは他人に知られないように保管してください。

なお、内容に不備がある場合は別途メール、または、お電話にてご連絡を差し上げる事があります。

< 一覧へ戻る

③返却の場合

協議に関する通知のメールが電子申請システムより送信されます。速やかに、大津市ホームページの電子申請サービスにアクセスして、協議結果の確認をしてください。

申請いただいた生活道路拡幅協議書に、修正事項があった場合には下記のメールが電子申請システムより送信されます。

※下記のメールに返信等されましても応答できませんのでご注意ください。

【送信メール】

手続き名：大津市生活道路拡幅整備推進条例第6条に基づく協議（R8.4.1）

整理番号：012345678910

お世話になっております。

大津市建築指導課です。

上記、整理番号により申請いただきました生活道路拡幅協議書について修正をお願いします。ついでに、下記の内容を修正ください。

（修正内容）

修正については、電子申請サービスの「申込内容照会」に申請時に届いたメールに記載の整理番号およびパスワードを入力して修正してください。（新規で申請しないでください。）

以上、よろしく申し上げます。



申込照会

申込完了画面、通知メールに記載された整理番号、パスワードをご入力ください。整理番号は半角数字、パスワードは半角英数字（英字：大文字・小文字）で入力して下さい。前後にスペースが入ると正しく認識されず、照会できませんのでご注意ください。

ログイン後に申込を行われた方は、ログインしていただくと、整理番号やパスワードを使用せずに照会できます。

整理番号

パスワード

メールに記載されている整理番号とパスワードをそれぞれ入力してください。

照会する >

入力後、押下

(2)建築主の名称	大津市役所株式会社 代表取締役 滋賀太郎
担当者名	大津太郎
連絡先(電話番号)	077-528-2774
(3)拡幅協議書について	生活道路拡幅協議書.pdf
添付書類	位置図.pdf 配置計画図.pdf 委任状.pdf
(4)アンケートについて	アンケートへのご協力をお願い.pdf
協議書の注意事項	協議日の日付は記入されている。、建築工事の予定日が記入されている。
添付書類の注意事項	配置計画図に市道名、4 2 条 2 項が記入されている。
委任状の注意事項	委任日が記載されている。、委任者の署名又は押印がない場合、電話番号が記載されている。

※確認後、必ずブラウザを閉じてください。

※申込んだ内容を修正する場合は、【修正する】ボタンを選択してください。



修正を行ったファイルの作成が出来たら、「修正する」より申込変更ページへ移動してください。

申込内容	
(1)この手続きは大津市生活道路拡幅整備推進条例に基づいています。条例をあらかじめご確認ください。	条例の内容を確認した。
(2)建築主の名称	大津市役所株式会社 代表取締役 滋賀太郎
担当者名	大津太郎
連絡先(電話番号)	077-528-2774
(3)拡幅協議書について	生活道路拡幅協議書.pdf
添付書類	位置図.pdf 委任状.pdf 配置計画図 (修正).pdf
(4)アンケートについて	アンケートへのご協力をお願い.pdf
協議書の注意事項	協議日の日付は記入されている。、建築工事の予定日が記入されている。
添付書類の注意事項	配置計画図に市道名、4 2 条 2 項が記入されている。
委任状の注意事項	委任日が記載されている。、委任者の署名又は押印がない場合、電話番号が記載されている。

修正が出来たら、(修正) と後ろに記入してください。



内容を確認し、修正が完了したら「修正する」をクリック

③完了の場合

修正事項等がない場合、協議に関する通知のメールが電子申請システムより送信されます。

【送信メール】

大津市電子申請サービス

手続き名：

大津市生活道路拡幅整備推進条例第6条に基づく協議（R8.4.1）

整理番号：012345678910

上記、整理番号により申請いただきました生活道路拡幅協議書について協議が完了しました。大津市役所建築指導課の窓口へ生活道路拡幅協議済通知書を受け取りに来てください。

受け取りの際、運転免許証等の本人確認書類の提示をお願いします。

以上、よろしく申し上げます。

申込内容データの保存期間は最初に申込手続きを行った日から1年間です。

1年を超えると申込内容にアクセスできなくなるため、速やかにダウンロードしてください。

※協議に対する問い合わせはメールまたは電話で直接大津市建築指導課までお願いします。

以上で協議手続きは完了です